

ベルギー、欧州特許に対する翻訳要件を緩和する法改正を施行

2017年1月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、ベルギーが欧州特許に対する翻訳要件を緩和する法改正を 2017 年 1 月 1 日付けで施行する旨、EPO の官報（2016 年 12 月号）にて公表した。

EPO の官報によれば、この法改正の施行により、2017 年 1 月 1 日以降に付与公告された英語記載の欧州特許については、ベルギーの公用語（オランダ語、フランス語、ドイツ語）への翻訳を提出する必要がないこととなる。

なお、EPO の官報は、欧州特許出願に関するコストの大半を占める翻訳費用を低減するための条約であるロンドン・アグリーメントにつき、本法改正が、ベルギーによるロンドン・アグリーメントへの加入を容易にするものとしている。

－ EPO の官報は、以下参照 －

[Belgium dispenses with the translation requirements under Article 65 EPC](#)

(以上)